

認定NPO法人への寄付について

認定NPO法人に寄付をしていただくと次の優遇税制を受けることができます

1. 《個人》が認定NPOに寄付をした場合

⇒確定申告すると寄付金控除（減税）を受けられます

$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 50\% = \text{減税額}$

(所得税 40% + 住民税 10% = 50%)

(例) 10,000 円の寄付をすると所得税住民税で 4,000 円の減税になります

ただし寄付金額は所得の 40%・所得税の減税は算出税額の 25%が限度です

2. 《法人》が認定NPOに寄付をした場合

⇒損金算入限度額の枠が拡大されます

一般の寄付金より多く損金算入できます

$(\text{資本金等の額} \times 0.375 + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$

3. 《相続人》が認定NPOに寄付をした場合

⇒寄付した相続財産が非課税になります

相続税が課税される場合寄付額の 10~55%の相続税が減ります

平成 27 年 1 月 1 日以後の相続から相続財産が基礎控除を超えると課税されます

基礎控除 = (3000 万円 + 相続人数 × 600 万円) → 妻子供 2 人で 4800 万円



認定NPO法人ときわ会

藍ちゃんの家

伊勢市常磐 2 - 10 - 12

TEL 0596 - 20 - 5155